

(様式 3)

出資持分払戻請求書

年 月 日

獨立行政法人農林漁業信用基金 宛

(出資者)

ふりがな	
住 所 又は 本店所在地	(千 ー)
ふりがな	
氏 名 又は 法人名	
電話番号	(ー ー)
払戻しを請求する出資持分の額	円

林業信用保証業務に係る出資持分の払戻しを請求したく、下記事項を了承の上、本人であることを証明する書類として、印鑑証明書^{注1}及び通帳、キャッシュカード等の写しその他の送金口座の分かるものを添えて申請します。

なお、本申請書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続にのみ使用されることを条件に提供します。

記

- 1 独立行政法人農林漁業信用基金法第7条の2第2項及び独立行政法人農林漁業信用基金法施行規則第2条に基づき、出資持分の払戻請求の書類を信用基金が受理した日時点で公表されている同法第15条第2号に規定する林業信用保証業務に係る直近の貸借対照表において純資産額が資本金の合計額を下回る場合には、払戻請求額の全てが払い戻されるものではありません。
- 2 保証利用者の方の請求は、独立行政法人農林漁業信用基金法第7条の2第3項第1号の規定に基づき、請求者の方に代わって信用基金が保証債務に係る弁済をしないことが明らかになるまで払戻しが停止されることがあります。
- 3 信用基金が求償権を有している方の請求は、独立行政法人農林漁業信用基金法第7条の2第3項第2号の規定に基づき、当該求償権に係る債務が完済されるまで払戻しが停止されることがあります。

(注) 1 印鑑証明書(個人にあっては、住民票(発行から3か月以内のものに限るものとし、他の世帯員に関する情報並びに個人番号(マイナンバー)及び本籍地の記載は、要しないものとします。)でもよいものとします。)(これらの写しを含みます。)を添付して提出してください。

- 2 「氏名若しくは法人名又は住所に変更がある場合は、本請求書に加え、「氏名・名称又は住所変更届」（様式7）とこれに必要な書類を提出してください。

なお、出資持分の額が不明な場合は、本請求書を提出する前に、出資持分残高の照会をしてください。

- 3 住所又は本店所在地は、印鑑証明書（個人にあっては、住民票でもよいものとし
す。）の表記のとおり記載してください。
- 4 本請求書は、電磁的記録により作成することができます。